

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告西英子 意見陳述書

2020年9月18日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	恵	一
同	松	本	篤	周
				外36名

西英子です。83歳の主婦です。

私が子どもの頃に体験した戦争のこと、憲法とイラク自衛隊派遣の判決のこと、現在中東へ派遣されている自衛隊のこと、この3つのことを陳述いたします。

私は日中戦争が始まった1937年に生まれ、1945年の敗戦の日には8歳でした。岐阜県の山間部の小さな町で生まれました。名古屋の

近くなので1日に何回もB29という爆撃機が編隊を組んで通過しました。その都度、防空壕へもぐってふるえていました。

戦争の末期になると、毎日「出征兵士」を見送りにいきました。日の丸の小旗をふって、軍歌を歌って駅まで見送ってから学校へ行きました。

1945年の敗戦後、出征兵士が白木の箱に入って帰ってきました。学校で私のクラスにも父や兄が戦死した生徒がたくさんいました。私の父の弟も戦死しました。白木の箱のなかには「小石しか入っていない！」と父は泣きました。お寺の本堂には、つぎつぎと戦死した人たちの写真がかかげられていきました。私は9歳にして「戦争に行くと人間は死ぬんだ」ということを知ってしまったのです。

結婚してすぐに夫と引き裂かれた叔母のことで、私には決して忘れられないことがあります。それは、子どもの頃の「中秋の名月」のことです。お月さまにお供えをして、道ばたに立ち続ければ、お月さまが死者に会わせてくれるという「お立ち待ち」の風習がありました。叔母だけでなく、夫を亡くした女性たちが町のあちこちに立っていました。私は今この年になって叔母の悲しみがわかるようになって、あの戦争がどれほど深い傷をたくさんの人に与えたかはかり知れないと思います。

1947年、日本国憲法が施行されました。小学校の先生から新しい憲法について聞いたことをよく覚えています。日本は決して2度と戦争をしないこと。そのために兵隊も軍艦も飛行機も、戦争するものは持たないと決めたことを教えてもらいました。今、この憲法が改正されてしまうのではないかという不安があります。私が10歳のとき、先生から教えてもらった憲法をそのままのかたちで子どもたちにずっと手渡されることを強く願っています。

71歳のとき病気で歩くことが不自由になってしまった私に大きな力を与えてくれたことが起こりました。それは、2008年4月17日のこの法廷での名古屋高裁の判決です。私も多くの市民と一緒に控訴人のひとりになっていて、その日は法廷の外で判決を待ちかまえていました。

「自衛隊イラクの派兵は憲法違反」「画期的判決」の旗をみて、イラクへ派兵された自衛隊員がこれで撤退できると思うと、涙がこみあげてきました。「航空自衛隊のイラクでの空輸活動を違憲、平和的生存権に具体的権利がある」という歴史的な判決だという弁護団の説明を聞きました。違憲判決の威力にあらためて感動しました。安保法制については、憲法を守る裁判所として、憲法判断をしていただきたいと強く願っています。

最後に現在中東に派遣されている自衛隊について述べます。

8月30日に横須賀基地を約200名が出港したことを新聞で知りました。すでに5月10日にも約200名の隊員が佐世保基地から中東へ出港したのをテレビで見ました。それ以上の隊員が派遣されています。2月上旬頃に第1回目の派遣がされていますが、人数はわかりません。P3C哨戒機の部隊も派遣されています。

雑誌「世界」6月号に半田滋さんが、「米国とイランの対立が武力行使に発展すれば、日本は安保法制を根拠に対米支援に踏みきるのではないか」と書いています。自衛隊の命が危険にさらされます。今回の自衛隊派遣は「調査・研究」を法的根拠にして、閣議決定だけで国会審議をされずに派遣されました。派遣期間は1年で、期間を延長するのも閣議決定だけで出来るようになっていきます。イラク戦争のときのように期限がくれば効力がなくなる特措法と違って、安保法制は恒久法です。いつでも、いつまでも使うことが出来ます。

これまでの政府は集団的自衛権の行使は憲法違反だとして禁じてきましたが、安倍政権は集団的自衛権を行使できるようにしてしまったのです。

河野太郎防衛大臣がイージス・アショア計画を断念したことを発表した頃から、私は「敵基地攻撃能力」という言葉を聞くようになりました。たとえば、ミサイル攻撃を始めるなどの準備段階で、こちらから攻撃して発射基地を破壊してしまう、つまり攻撃される前に相手をやっつけておくということです。私がこどもの頃、太平洋戦争が始まったときの「真珠湾攻撃」を思い出します。平和憲法を持つ国でこんなことが許されるのでしょうか。今の憲法が制定されたときには想像もつかなかったことです。

安保法制は私たちにとっては、戦争法です。廃止するよう、裁判所は、違憲判決を出していただきたい。こどもの頃戦争の最中を生きて83歳になった私の切実な訴えです。

以上